

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松実会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であっても、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

- 2 常勤の理事のうち、職員を兼務する理事は、職員として給与規程及び旅費規程に定められた給与等を支給し、役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が法人の業務を行う場合は、別に定める社会福祉法人松実会の費用弁償に関する規程に基づいて、費用を弁償する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行し、平成29年4月1日より適用する。